

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

平成 1 7 年 3 月

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき、平成27年度を目標年度とする酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

平成17年3月30日

農林水産大臣 島村 宜伸

## 目 次

### 第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

- 1 我が国における酪農及び肉用牛生産の位置付け及び基本的な展開方向・・・・・・・・・・ 1
- 2 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立
  - (1) 「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) サービス事業体の定着・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (3) 人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
    - 女性が活躍しやすい環境の整備
    - 新規就農の促進
    - 高齢者の能力の活用
    - 経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進
  - (4) 経営安定のための施策の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (5) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化・・・・・・・・ 7
    - 酪農経営
    - 肉専用種繁殖経営
    - 肉専用種肥育経営
    - 乳用種・交雑種育成経営
    - 乳用種・交雑種肥育経営
    - 各畜種共通
  - (6) 畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (7) 消費者ニーズに対応した生産・供給体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成
  - (1) 自給飼料生産の推進についての基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (2) 飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (3) 多様な飼料生産の展開と生産基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (4) 土地の有効活用のための低・未利用地の放牧利用・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 畜産物に係る安全・安心の確保
  - (1) 生産段階における衛生管理の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - (2) 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品に係る安全性の確保・・・・・・・・・・・・ 16
  - (3) 加工・流通段階における安全性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - (4) トレーサビリティへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 畜産における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

6	家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進	
(1)	家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進	20
(2)	耕畜連携によるたい肥利用の推進	20
(3)	環境規範の導入	21
7	家畜改良の推進と新技術の開発・普及	
(1)	家畜改良の推進	21
(2)	新技術の開発・普及	22
8	流通飼料の安定的な供給	
(1)	飼料穀物の安定供給	23
(2)	未利用資源の飼料としての活用促進	23

<p>第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、 生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の 地域別の飼養頭数の目標</p>
--

1	需要の長期見通し	24
2	生乳の地域別の需要の長期見通し	24
3	生乳の地域別の生産数量の目標	25
4	牛肉の生産数量の目標	27
5	乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標	28

<p>第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標</p>
---------------------------------

1	経営指標の設定の基本的考え方	29
2	経営指標の設定	30

<p>第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な 事項</p>
--

1	集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項	
(1)	生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化	35
(2)	乳業の合理化と牛乳・乳製品の安全の確保	36
(3)	消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要の拡大	38
2	肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項	
(1)	肉用牛の流通の合理化	39
(2)	牛肉の流通の合理化	39
(3)	消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築による需要の拡大	40

# 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針

## 第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

### 1 我が国における酪農及び肉用牛生産の位置付け及び基本的な展開方向

#### (ポイント)

- ・ 酪農及び肉用牛生産が有する機能・役割を踏まえ、自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産を振興する。
- ・ 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した経営の育成、安全・安心の確保、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進等の諸課題に的確に対応することにより、我が国酪農及び肉用牛生産の発展を図ることが重要である。

#### (1) 我が国の酪農及び肉用牛生産は、

たん白質供給の10%、カルシウム供給の30%を担っており、国民の食生活に不可欠な動物性たん白質やカルシウム等の重要な供給源であること

農業総産出額8.9兆円のうち1.1兆円を占めており、我が国農業の基幹的部門として農業生産上大きなウェイトを占めていること

農山村地域の活性化や地域経済への波及効果を有していること

自給飼料生産を通じた国土の有効活用や自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的な機能を有していること

海外における家畜伝染病の発生による畜産物の輸入禁止を踏まえ、畜産物の国内生産基盤の強化がより一層求められていること

草資源が利用できる酪農及び肉用牛生産は、食料安全保障的な機能を有していること

食品産業の製造副産物や家畜排せつ物等の有機性資源の有効活用を図ることにより、循環型社会の構築等に資すること

から、これらを踏まえ、自給飼料基盤に立脚しつつ、「牛・土・草・人」のバランスのとれた発展が図られるよう、その一層の振興を図ることが重要である。

(2) 一方、近年における酪農及び肉用牛生産を取り巻く次のような諸課題に的確に対応していくことが必要となっている。

WTO（世界貿易機関）農業交渉やEPA（経済連携）交渉が進められる中であって、国際規律の強化等に対応し得るよう、生産・加工・流通を通じた国際競争力の強化を早急に図ることが求められていること。

我が国における生乳及び牛肉の生産量が、飼養頭数の減少等により微減傾向にある中で、これらの生産基盤の強化を図る観点から、新規就農の促進等による担い手の育成・確保、家畜の能力向上や飼養管理技術の高度化等を通じた低コスト化やコントラクター等のサービス事業者の育成・活用を通じた省力化の推進による酪農経営及び肉用牛経営の体質強化、需要に対応した生産・供給体制の構築等が求められていること。

酪農経営及び肉用牛経営における労働力不足等を背景として自給飼料生産が減少傾向にある中で、最近一部の地域において積極的な取組が行われている稲発酵粗飼料の生産、国産稲わらの利用、耕作放棄地等を活用した放牧等の更なる推進を軸とした自給飼料の生産拡大を図ることにより、食料自給率向上や生産コストの低減、農地の有効活用、資源循環型畜産の確立、環境の保全等を実現することが求められていること。

BSE（牛海綿状脳症）や食品の不正表示問題の発生などを契機として、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっており、こうした中で、生産・加工・流通の各段階にわたるリスク管理の徹底や消費者への的確な情報提供等により、国民の食に対する信頼の確保を図っていくことが急務となるとともに、消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者自らが栄養バランスから生産・環境の観点に至るまでの幅広い視野をもって食品を選択することができるよう、食育の推進を図ることが求められていること。

畜産に関わる環境問題への対応については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)が本格施行されたことを受け、家畜排せつ物の適正な管理をより持続的かつ効果的なものにしていくための取組とともに、農業の有する自然循環機能の増進や循環型社会への移行に向けて、有機性資源としての有効活用など家畜排せつ物の利活用を一層推進していくことが求められていること。

(3) このため、酪農及び肉用牛生産を通じ、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、畜産物に係る安全・安心の確保、畜産における食育の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、家畜改良の推進、新技術の開発・普及及び流通飼料の安定的な供給に関する施策や取組を展開することにより、我が国畜産業の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を図るものとする。

## 2 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立

### (1) 「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方

#### (ポイント)

- ・ 国際化が進展する中で、より競争力の高い生産構造を確立するためには、担い手の育成・確保が必要である。
- ・ 担い手は認定農業者を基本とするとともに、繁殖経営と肥育経営の分離や産地銘柄化等の推進など、生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける。

酪農及び肉用牛生産については、水田作等の土地利用型農業と比べて構造改革が大幅に進んでいるものの、国際化が進展する中で、将来に渡り、その安定的発展を図るためには、より競争力の高い生産構造を確立することが重要である。

そのためには、効率的かつ安定的な経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営（以下「担い手」という。）を育成・確保することが必要である。

担い手を明確化し、支援施策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があり、かつ、酪農及び肉用牛生産においても、他作目と比べて相当程度その定着が図られてきていることからすれば、当該畜種における担い手についても、認定農業者を基本とすることが適当である。酪農及び肉用牛生産における認定農業者の認定率は他作目に比べて高いが、今後とも、認定率の更なる向上に向けての取組を推進する

ことが重要である。

担い手の育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、

- ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
- ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）

など、生産形態の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす営農形態についても担い手として位置付ける。

## （２）サービス事業体の定着・普及

### （ポイント）

- ・ コントラクター、ヘルパー等のサービス事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たしており、担い手の育成・確保や生産基盤の強化にも資することから、その機能に応じた位置付けを行いつつ、更なる活用を推進する。

酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー、飼料生産におけるコントラクターやTMR（完全混合飼料）センター、ほ育センターや公共牧場、家畜排せつ物のたい肥化や散布など作業の受託を業務とするサービス事業体については、畜産農家の作業の外部化の受け皿として重要な役割を果たしており、こうした支援組織の充実・強化は、畜産農家の経営規模の拡大や生産性向上が可能となることを通じて、担い手の育成・確保や生産基盤の強化にも資するものであることから、その機能に応じた位置付けを行いつつ、更なる活用を推進する。

### (3) 人材の育成・確保

#### (ポイント)

- ・ 家族経営協定の締結促進を通じた女性の認定農業者の拡大や地域方針決定過程等への女性の参画促進などによる女性が活躍しやすい環境整備、新規就農者への研修や円滑な経営継承、高齢者が有する高度な技術等を活用したサービス事業体の充実強化や繁殖経営の育成等を推進する。
- ・ 経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的・効果的な支援・指導を推進する。

#### 女性が活躍しやすい環境の整備

酪農経営及び肉用牛経営における女性の役割を適正に評価するとともに、地域段階で行われるセミナーの活用等による家族経営協定の締結を促進し、女性の認定農業者の拡大を図るなどにより、女性が経営の中核を担う主たる従事者として、経営や地域社会への一層の参画を可能とする環境整備の推進を図る。

また、地域方針決定過程等への女性の参画の促進、経営・起業活動のための経営管理能力・技術力の向上を推進するための研修の実施や、ヘルパーの活用など仕事と子育ての両立のための支援活動を推進する。

#### 新規就農の促進

法人従事者やヘルパー等新規就農が期待される者の就農への環境整備、新規就農者に対する研修システムの整備や情報の提供及び離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承を推進する。

#### 高齢者の能力の活用

高齢者が有する高度な繁殖・飼養管理技術等を活用したヘルパー組織等サービス事業体の充実強化や水田・酪農地域等における繁殖経営の育成等を推進する。

## 経営実態に応じた効率的・効果的な支援・指導の推進

優良経営事例における経営管理・生産技術データの集積・提供を始めとした経営の高度化に必要な情報のデータベースやネットワークの充実を図るとともに、地域内の関係機関がこれらの情報を積極的に活用し、相互に連携しつつ、経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的かつ効果的な支援・指導を行うことを推進する。

### (4) 経営安定のための施策の在り方

#### (ポイント)

- ・ 生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後とも畜種ごとの経営安定対策の適切な運営を図ることが必要である。
- ・ 経営安定対策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に見直しを行い、平成19年度から見直し後の対策へ移行する。
- ・ W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する。

国際化の進展や食に対するニーズの多様化・高度化に対応し得る一層の生産性の向上を図るとともに、生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後ともそれぞれの畜種における経営安定対策の適切な運営を図ることが必要である。

経営安定対策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に見直しを行い、平成19年度から見直し後の対策へ移行する。

また、W T O 農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえ、必要な対応を検討する。

## 経営安定対策の目的

制度・事業名	目 的
加工原料乳生産者補給金制度	<p>生乳生産については、生乳全体の需給安定を図る観点から、指定生乳生産者団体において計画生産を実施している。</p> <p>本制度は、この指定生乳生産者団体に生乳販売を委託している生産者を対象に、加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることを目的としている。</p>
肉用子牛生産者補給金制度	<p>本制度は、牛肉の輸入自由化の代償として措置された制度であり、牛肉の輸入自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることを目的としている。</p>
肉用牛肥育経営安定対策事業	<p>本事業は、牛肉の価格変動が肉用牛生産に及ぼす影響を緩和することにより、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的としている。</p>

### ( 5 ) 生産段階におけるコスト低減や省力化の推進等による経営体質強化

#### (ポイント)

- 各畜種ごとの特性に応じて、コントラクター等のサービス事業体の利用拡大やほ乳ロボット等の新しい技術の導入等による飼養管理技術の高度化、放牧の拡大、畜産物の高付加価値化、法人化や一貫経営への移行、乳牛・肉用牛の能力向上等を通じた経営の体質強化を推進する。

#### 酪農経営

ア コスト低減や省力化の推進等による経営体質の強化を図るため、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルクングパーラー方式、スタンション方式）に応じて、自動給餌機のほか搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置

等の新しい飼養管理技術の普及を推進するとともに、自給飼料の生産拡大や地域の自然条件を活かした放牧方式の導入による土地利用型酪農を推進する。このほか、法人化の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、酪農ヘルパーの活用促進、コントラクターや公共牧場等の活用による作業の外部化を図るなど、多様な経営形態に応じた生産コストの低減や省力化を推進する。

イ さらに、牛乳・乳製品の高付加価値化を図るため、生産者グループと地元の消費者との交流を図るための取組や、生活協同組合との連携やインターネットのオンラインショッピングサイトの活用等を通じた遠隔地の消費者への直接販売等の取組がみられる近年の状況を踏まえ、自ら製造・加工した特長ある牛乳・乳製品の販売や産直活動等により経営体質の強化を図ろうとする生産者の取組を推進する。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

#### 酪農経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
酪農経営の生産コスト	現状の8割程度

注：1）「現状」とは、平成15年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す。

2）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等、今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

#### 肉専用種繁殖経営

ア 規模拡大を図るため、利用可能な土地（耕作放棄地、転作田、野草地、林地等）を最大限に活用した放牧の拡大を推進するとともに、省力化のためのほ乳ロボットを導入や法人化を推進する。

イ 生産効率の向上を図るため、繁殖用めす牛の分娩間隔の短縮、初産月齢の早期化、肉専用種子牛の出荷月齢の早期化、優良繁殖用めす牛の導入促進、優良種雄牛の利用、自給飼料の利用拡大、地域内一貫経営等を推進する。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

### 肉専用種繁殖経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
肉専用種繁殖経営の生産コスト	現状の8割程度

注：1）「現状」とは、平成15年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す。

2）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等、今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

### 肉専用種肥育経営

ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行等を通じた経営体質の強化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮、個体の能力に応じた効率的な肥育、食品産業の製造副産物等の低・未利用資源の活用、事故率の低下、地域内・経営内一貫経営等の生産効率向上を図るための取組や耕畜連携の下での国産稲わらの活用を推進する。また、肥育牛の遺伝的な能力を十分に発揮する飼養管理により、生産性及び品質の向上を推進する。

イ なお、肥育期間については、繁殖段階において過度に脂肪が蓄積した子牛について肥育段階でいわゆる飼い直しが行われたり、肉質の向上を目指して個体ごとの能力に応じた適正な期間を超えて飼養が継続され、長期化する傾向があるが、その短縮は、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、経営体質の強化だけでなく、環境保全にも資するものである。このため、適正な発育段階にある子牛導入による肥育開始月齢の早期化や、個体の能力に応じた収益効率の高い月齢での出荷を促進することなどによる肥育期間の短縮に向けた取組を推進する必要がある。

ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

### 肉専用種肥育経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
肉専用種肥育経営の生産コスト	現状の8割程度

注：1）「現状」とは、平成15年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す。（もと畜費を除く）

2）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等、今後の経済動向

向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

#### 乳用種・交雑種育成経営

- ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行等を通じた経営体質の強化を推進するとともに、自給飼料の利用拡大等による良質で斉一性の高い肥育もと牛生産を通じ、肥育経営のニーズに応じたもと牛の有利販売や更なるコスト低減を推進する。
- イ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

#### 乳用種・交雑種育成経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
乳用種・交雑種育成経営の生産コスト	現状の8割程度

注：1）「現状」とは、平成15年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す。（もと畜費を除く）

2）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等、今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

#### 乳用種・交雑種肥育経営

- ア 規模拡大や法人化、一貫経営への移行等を通じた経営体質の強化を推進するとともに、早期出荷による肥育期間の短縮や食品産業の製造副産物等の低・未利用資源の活用等による生産コストの低減、耕畜連携の下での国産稲わらの活用、需要者のニーズに対応した斉一性の向上や銘柄化等による付加価値の高い牛肉としての安定販売や有利販売を推進する。
- イ なお、肥育期間については、飼養管理技術の高度化により、その短縮を図ることが、飼料給与量や家畜排せつ物の減少を通じて、収益効率の向上につながるとともに、環境保全にも資することから、これに向けた取組を推進する必要がある。
- ウ こうした取組を通じ、地域の実情を踏まえ、生産コストの低減を推進することとし、このため、10年程度後における生産コストに関する目標を設定する。

## 乳用種・交雑種肥育経営の生産コストに関する目標

	目標（平成27年度）
乳用種・交雑種肥育経営の生産コスト	現状の8割程度

注：1）「現状」とは、平成15年生産費調査における単位当たりの費用合計を指す。（もと畜費を除く）

2）生産コストは、為替レートの変動に伴う生産資材価格の変動等、今後の経済動向の変化によって大きな影響を受けることがあることに留意する必要がある。

### 各畜種共通

ア 適正な飼料給与や疾病予防対策等の基本的管理はもとより、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。

イ また、消費者ニーズの多様化・高度化に対応するための生産情報公表JASの活用による飼料給与やワクチン接種等に関する情報の提供、有機畜産JASを活用したオーガニックミルクやオーガニックビーフの販売、トレーサビリティ・システムを活用した生産・流通履歴情報の提供など、牛乳・乳製品や牛肉及びその加工品の高付加価値化を図ることにより、経営体質の強化を図ろうとする生産者等の自主的な取組を推進する。

### （6）畜産物の製造・流通・販売コストの低減・合理化

生乳の流通・加工については、集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの低減等を推進する。

肉用牛及び牛肉の流通・加工については、家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進する。

### （7）消費者ニーズに対応した生産・供給体制の構築

牛乳・乳製品については、国際化の進展に対応するため、輸入品との競合度合いが小さい飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳及び輸入品と価格面で競争し得

るチーズ等の需要拡大を推進する。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うことが必要である。

牛肉については、国産牛肉の需要拡大を図るため、トレーサビリティ・システムの活用、疾病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄養、機能性成分等）の普及等を推進する。特に、輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進する。

### 3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

（ポイント）

- ・ 食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立、環境の保全等を図るため、輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成が重要である。
- ・ このため、関係機関が一体となって以下の取組を推進する。
  - ア 耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大
  - イ 国産稲わらの飼料利用の拡大
  - ウ 耕作放棄地等の低・未利用地を活用した放牧の拡大
  - エ 計画的な草地更新、優良多収品種への転換等による生産性の向上
  - オ コントラクター、公共牧場の活用や放牧の取組による労働負担の一層の軽減
  - カ 公共牧場の広範な利用の推進や再編整備等による機能強化
  - キ 農地の集積・団地化の推進

#### （1）自給飼料生産の推進についての基本的考え方

自給飼料を活用した安全・安心な国産畜産物の供給、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立及び輸入飼料由来の窒素成分等の排出量の低減による環境の保全等を図るためには、輸入飼料への依存体

質から脱却し、自給飼料基盤に立脚した酪農経営や肉専用種繁殖経営等により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することが重要であり、これを我が国の畜産物生産の目指すべき方向とすることが必要である。

しかしながら、労働力の不足や飼料作物用地の利用集積・団地化の遅れ、新たな投資への不安等から畜産農家だけでは自給飼料の生産拡大は困難な状況もあることから、耕畜連携等により、以下の取組を関係機関が一体となって推進することが必要である。

ア 耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料を始めとする飼料作物の作付拡大（転作、裏作体系への導入等）

イ 国産稲わらの飼料利用の拡大

ウ 耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地における放牧利用の拡大

エ 計画的な草地更新、優良多収品種の導入、新技術を活用したトウモロコシ生産の拡大、たい肥の積極的な施用等による土づくり、自給飼料基盤の整備による生産性の向上

オ コントラクター、公共牧場の活用による作業の外部化や放牧の取組による労働負担の一層の軽減

カ 公共牧場の広範な利用の推進や再編整備等による機能強化

キ 飼料作物生産農家への農地の集積・団地化の推進

## （２）飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携の推進

耕畜連携を推進するため、地域の実情に応じ、飼料作物生産農家への農地の集積を始め、転作田での稲発酵粗飼料や水田裏作を活用したイタリアンライグラス等の作付の取組、水田放牧、稲わらの飼料利用、良質なたい肥の耕種農家への供給等の取組を推進する。また、耕畜連携を推進するためには、畜産農家・耕種農家双方が組合員であるＪＡが中心的な役割を果たすとともに、地域の関係機関による積極的な農家の取組への支援が重要である。

### ( 3 ) 多様な飼料生産の展開と生産基盤の整備

酪農及び肉用牛経営の規模拡大が進む中、コントラクターへの作業の外部化により良質な自給飼料の生産を図ることは、今後ますます重要となることから、地域における飼料生産、たい肥処理利用、TMR調製等を担うコントラクターの育成を推進する。また、コントラクターによる自給飼料の良質化や生産コストの低減等を図るため、作業機械の大型化や合理的な作業体系の構築による効率化を図るとともに、稲発酵粗飼料や稲わらの生産・収集、たい肥散布、耕種農家からの稲作等の作業受託等を行う総合コントラクター化を推進する。

公共牧場については、地域のニーズを踏まえ、利用率が低下した公共牧場の広域利用の推進や再編整備を図りつつ、ほ育から育成・種付けまでの一貫預託制度の確立、TMR供給等による付加価値サービスの拡充、酪農教育ファーム等との連携による食育の実施等により、機能強化を図る。

### ( 4 ) 土地の有効活用のための低・未利用地の放牧利用

土地の有効活用による自給飼料の生産拡大を図るため、牧草地での放牧と併せ、耕作放棄地、野草地、林地等の低・未利用地や水田の利用など地域の実情に応じた放牧を推進する。

## 4 畜産物に係る安全・安心の確保

### (ポイント)

- ・ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図るための国、地方公共団体、関係機関の連携体制を整備するとともに、生産段階における衛生管理の徹底及びH A C C P手法の普及等の取組を推進する。
- ・ 畜産物への信頼・安心を確保するため、平常時から関係者間での確なりスクコミュニケーションを行うとともに、国民に正確でわかりやすい情報を多様な媒体を通じて迅速に提供する。
- ・ 飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の製造、輸入、販売、使用の各段階における検査・指導等諸規制の的確な実施を通じて、畜産物の安全性を確保する。
- ・ 加工・流通段階における安全性確保のため、乳業工場におけるH A C C P手法の導入を推進するとともに、食肉処理施設におけると畜場法令に基づいた衛生管理基準の遵守等H A C C P手法を取り入れた食肉処理を推進する。

### (1) 生産段階における衛生管理の充実・強化

生産段階における家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止体制の確立、飼養衛生管理水準の向上、畜産物の安全性の確保を図るため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」（総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針）及び「飼養衛生管理基準」（家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準）の周知や関係機関の連携体制の整備を推進するとともに、生産の各段階における管理及び記録により、生産段階での畜産物の安全性を確保する「衛生管理ガイドライン」（生産段階におけるH A C C P（危害分析重要管理点）手法の考え方を取り入れたガイドライン）等について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取組による普及・定着を推進する。

また、畜産物への信頼・安心を確保するため、平常時から、行政、生産者、消費者、関係事業者との間での的確なリスクコミュニケーション（食品の安全性確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映するため、関係者相互間の情報及び意見の交換を行うこと）を行うとともに、BSEや高病原性鳥インフルエンザのような人畜共通の伝染性疾病が発生した場合など食の安全・安心に影響を及ぼしかねない事態には、食品安全委員会、厚生労働省等と連携しつつ、国民に対し、疾病の特徴や食品としての安全性との関係等について、正確でわかりやすい情報をインターネット、広報誌等の多様な媒体を通じて迅速に提供する。

## （２）飼料・飼料添加物及び動物用医薬品に係る安全性の確保

飼料・飼料添加物については、BSEのまん延防止を図るための飼料原料、製造方法等についての規制や組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認、飼料添加物の指定に関する規制等、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づく諸規制を的確に運用する。また、飼料中の有害物質や飼料添加物が基準を超えて畜産物に残留して人の健康を損なうことがないように、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階における検査、指導等諸規制の実効性を確保するための措置を適切に実施するとともに、従来から実施している安全性に関する情報の速やかな公表に努める。

動物用医薬品については、薬事法に基づき有効性及び安全性を審査して品目ごとに承認が与えられた上での製造、輸入が行われており、販売、使用段階では薬事法に基づく要指示医薬品制度、使用規制制度等による適正使用の推進、都道府県等の薬事監視員を通じた監視指導を実施し、畜産物の安全性を確保する。

## （３）加工・流通段階における安全性の確保

### 牛乳・乳製品

牛乳・乳製品については、品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに対応するとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、乳業者は、乳業工場における牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入に一層積極的に取り組む必要がある。また、加工業者や小売業者等においても、適切な温度管理や記録管理に

努め、牛乳乳製品の加工・流通過程に起因する食品事故の防止に努める必要がある。

#### 牛肉

牛肉については、と畜場法令に基づいた衛生管理基準の遵守等H A C C P手法を取り入れた衛生的な食肉処理を推進する。また、安全な食肉を供給するため、衛生的な食肉処理に資する施設・機械の整備を行うとともに、処理加工技術の高度化を推進する。また、加工業者や流通業者等においても、衛生的な食肉処理や適切な温度管理等加工・流通段階での安全性の確保に努める必要がある。

### (4) トレーサビリティへの対応

#### 牛肉

牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)によりトレーサビリティの実施が義務づけられるものであり、同法の的確な運用を図ることにより、牛肉に係る個体識別のための情報提供を促進する。また、引き続き、関係者への監視指導等を実施し、消費者に信頼される制度となるように努める。

#### 牛肉以外の畜産物

トレーサビリティ・システムは、農林水産物・食品の生産・流通過程の追跡・遡及を可能とする仕組みであり、

- ア 万が一、食品事故が発生した場合に、その原因の究明や問題食品の回収を迅速・容易に行うことを可能にすることによりリスク管理に役立つほか、
- イ 製品管理、品質管理の向上や効率化に資するとともに、
- ウ 農薬の使用状況など消費者が求めている情報や生産者が伝えたい情報を伝達することにより、生産者と消費者との間の「顔が見える関係づくり」にも貢献し得る

重要な取組であり、牛肉以外の畜産物については、生産者、食品事業者の自主的な導入の取組を基本としつつ、各食品の特性や流通の実態に応じたシステムの開発・導入を推進する。

なお、トレーサビリティ・システムの導入とその維持に必要なコストについては、

生産者や食品事業者がその経営内で吸収する場合がある一方、トレーサビリティ・システムの構築に向けた取組に対し消費者から一定のコストを負担することについて支持を得られる場合もあることから、そのコストが市場原理の中で評価され、生産者、食品事業者、消費者等がそれぞれ応分のコストを負担することが望ましい。

## 5 畜産における食育の推進

### (ポイント)

- ・ 国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、畜産関係の分野においても、食育の一環として、各種取組を推進することが必要である。具体的には、我が国畜産の歴史的意義、家畜の生態、畜産物の栄養特性、生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての取組等に係る情報提供を推進するとともに、教育関係機関と連携した子供たちや保護者への「食」等に関する教育、生産者と消費者との双方向の情報交流の促進等の取組を推進する。

近年におけるフードチェーンの多様化・複雑化や家庭等における食の教育力の低下などといった環境変化の中で、国民個々の自主的な努力に委ねるだけでは、健全な食生活の実現が望めない状況にある。

このため、国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、幅広い国民の参加の下に、厚生労働省、文部科学省を始めとする関係府省、都道府県等の関係機関及び民間の自主的な活動とも十分連携しつつ、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う食育を推進する重要性が高まっている。

こうした中で、平常時からのリスクコミュニケーションや生産現場での体験等を通じて、消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者自らが栄養バランスの観点に加え、生産、流通、環境の観点までの幅広い視野をもって食品を選択できるよう、畜産関係の分野においても、食育の一環として、関係機関・関係者の適切な役割分担の下で、以下のような取組を推進することが必要である。

ア 我が国畜産の歴史的発展過程・意義や家畜の生態の特質・畜産物の栄養特性、自

給飼料の給与状況等に係る理解増進を図るための情報提供

- イ 畜産物の生産から流通・消費に至るまでの各段階における生産者・流通業者等の安全・安心確保に向けての努力や取組に関する情報提供
- ウ 生産者と消費者の連携強化を図るためのインターネット等を活用した双方向の情報交流とこれを通じた食料、農業及び食生活に対する理解促進
- エ 教育関係機関と連携し、地域の食材等を活用した学校給食の実施や酪農教育ファームや肉用牛経営における体験学習等を通じ、子供たちや保護者にその食材の栄養価値の普及啓発をはじめとする「食」や「生命」、「心」に関する教育や、農業生産現場及び畜産物についての理解増進
- オ ふれあい牧場における搾乳体験や農作業体験等を通じた生産者と幅広い世代の消費者との交流
- カ 消費者が「食」について正しい知識を身につけ、健全で安心な食生活を実践していくことができるよう、地域単位で情報提供を行う食育ボランティアの育成・活動支援

## 6 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

### (ポイント)

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の本格施行を受け、その利活用の促進が必要となっていることから、化学肥料の代替資材としての利用推進やメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた利活用技術の開発等を推進する。また、簡易対応により管理基準をクリアしている畜産農家について、経営規模や地域の実情に応じ、たい肥舎等の施設の整備を推進する。
- ・ たい肥の成分分析の実施、耕種農家のニーズに合ったたい肥の生産方法と適切な施用方法の普及や、コントラクター等の活用を通じた水田等へのたい肥の利用を推進する。
- ・ 家畜生産等に伴う環境負荷を低減し、我が国畜産業全体について環境保全を重視したものとするため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進める。

### (1) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の本格施行を受け、家畜排せつ物の適正な管理とともに、たい肥化及びその農地・草地への還元を基本とした利活用の促進が必要となっていることから、たい肥の需給を踏まえた利活用方策の検討や化学肥料の代替資材としての利用の推進等の取組、たい肥の成型化等による利便性向上の取組やメタン発酵等によるエネルギー利用を含めた効率的な利活用技術の開発を推進する。また、同法に基づく家畜排せつ物の管理の適正化をより持続的かつ効果的なものにしていくための取組の一つとして、簡易対応（シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応）により同法に基づく管理基準をクリアしている畜産農家についても、経営規模や地域の実情に応じて、たい肥舎等の施設の整備を推進する。

### (2) 耕畜連携によるたい肥利用の推進

作物生産農家のニーズに合ったたい肥を供給するための成分分析の実施やそのよ

うなたい肥の生産方法の普及、たい肥の肥料成分を考慮した適切な施用方法の普及、コントラクター等の活用を通じた耕畜連携の強化により、水田等へのたい肥利用を推進する。

### (3) 環境規範の導入

家畜生産及び飼料作物生産に伴う環境負荷を低減し、我が国畜産業全体について、環境保全を重視したものとするため、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策のうち可能なものから要件化を進める。

## 7 家畜改良の推進と新技術の開発・普及

### (ポイント)

- ・ 家畜の改良は、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、その成果は食料自給率の向上にも資するものであることから、組織的かつ計画的に推進する。
- ・ 乳牛について、乳量や乳蛋白質率の向上等を図るとともに、肉用牛について、肉質（脂肪交雑）・増体性の向上や分娩間隔の短縮等を図る。
- ・ 搾乳ロボット等の畜産新技術の開発・普及については、コストにも配慮しつつ、今後とも積極的に推進する。この場合、クローン技術や雌雄産み分け技術等のバイオテクノロジー技術については、消費者への正確で分かり易い情報提供を図り、その理解を求めつつ推進する。

### (1) 家畜改良の推進

家畜の改良は生産性及び品質向上の基礎となるものであることから、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であり、その成果は我が国食料自給率の向上にも資するものである。このため、長い年月と多大な労力を要する家畜の改良を組織的かつ計画的に推進する。

乳牛の改良については、牛群検定の実施率の向上等による乳量の向上を基本として、消費者ニーズを踏まえ、乳脂肪率は維持しつつ乳たん白質率の向上を図るほか、飼料自給率向上等の観点からの粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の

生産に利用できる能力)や繁殖性(効率よく妊娠し分娩する能力)の向上等による生涯生産性(単なる乳量だけではなく、乳牛の供用年数等の経済性も考慮した生涯における生産性)の向上にも着目しつつ推進する。

肉用牛の改良については、多様なニーズを踏まえ、品種特性に応じて肉質(脂肪交雑)を考慮した増体性の向上を図るとともに、分娩間隔の短縮等繁殖性の向上を基本として推進する。また、飼料自給率向上等の観点から、粗飼料利用性、飼料要求率(体重増加量に対する飼料摂取量の比率)の向上、放牧の活用等に着目した改良も推進する。

## (2) 新技術の開発・普及

新たな改良手法の開発や新技術の活用に努めるとともに、基本的な繁殖・飼養管理技術の高位平準化への取組も引き続き推進する。また、クローン技術やDNA解析技術、雌雄産み分け技術等のいわゆるバイオテクノロジー技術の開発・普及は、畜産業の発展に止まらず、医療分野への応用等幅広い効果が期待できるものもある一方で、消費者の理解を得て進めていく必要があることから、安全性の確認はもとより、期待される効果、利用に当たって留意すべき事項等について消費者への正確で分かりやすい情報提供を図りつつ、推進する。

搾乳ロボット・ほ乳ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理技術や、地域の実情に対応した放牧技術及び細断型ロールベラーの活用等の飼料生産技術の開発・普及についても、設備投資や保守点検に要するコストにも配慮しつつ、推進する。

## 8 流通飼料の安定的な供給

### (ポイント)

- ・ 飼料穀物の安定供給を図るため、一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化等を推進する。
- ・ 食品産業の製造副産物等の飼料化についての技法や給与技術の普及とともに、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進する。

### (1) 飼料穀物の安定供給

大部分を海外からの輸入に依存している飼料穀物について、不測の事態に対応するための一定の備蓄の実施や急激な価格上昇に伴う影響を緩和するための措置を講じるとともに、低コストかつ高品質な配合飼料の生産を図るため、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化等による製造・流通の合理化、自家配合向け丸粒とうもろこしの利用拡大、配合飼料の給与に関する積極的な情報提供等を推進する。

### (2) 未利用資源の飼料としての活用促進

飼料自給率の向上、酪農及び肉用牛経営におけるコストの相当部分を占める飼料費の低減を図るため、食品産業からの製造副産物(焼酎粕、でんぷん粕、豆腐粕等)等の飼料化について安全性を確保しつつ品質の改善を推進する。具体的には、飼料化が可能な製造副産物や残さについての飼料化の技法や給与技術を広く普及するとともに、循環型社会の構築の一環として、飼料化施設・加熱殺菌処理施設等の整備を推進する。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、  
生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の  
地域別の飼養頭数の目標

1 需要の長期見通し

食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）においては、平成27年度における食料消費について、消費者、食品産業の事業者その他の関係者が、より積極的に食生活の見直し等に取り組んでいくための課題として、より分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開、国産農産物の消費拡大の促進、国産品に対する消費者の信頼の確保を示しており、これら課題が解決された場合の望ましい食料消費の姿として、脂質を多く含む品目の消費が減少する一方、カルシウム等微量栄養素の摂取は増加するものと見込んでいる。

このような中で、牛乳・乳製品は、日本人に不足しがちなカルシウムに富み、今後ともその摂取を増やすことが望ましいとされており、チーズ、液状乳製品等の消費の伸びが見込まれる。また、牛肉は我が国におけるBSE発生に伴う需要の落ち込み以降、需要は回復傾向で推移しており、この傾向は今後とも継続するものと見込まれる。このことから、基本計画において、平成27年度における望ましい食料消費の姿に係る国内消費仕向け量を牛乳・乳製品では、1,229万トン、牛肉については、157万トン（枝肉換算）と見込んでいる。

2 生乳の地域別の需要の長期見通し

生乳需要の長期見通しについては、基本計画における望ましい食料消費の姿を踏まえて、飲用向け需要量は人口減少、少子化、他飲料との競合等があるものの、健康志向を背景に、おおむね横ばいで推移するものと見込み、乳製品向け需要量は本物志向、高級志向を背景にチーズ、液状乳製品等を中心に増加傾向で推移するものと見込み、設定する。

( 1 ) 飲用向け需要量 ( 地域別全国計 )

4 9 8 万トン

( 単位 : 万トン )

地域名	地域に属する都道府県名	現 状 (平成15年度)	見通し (平成27年度)
北海道	北海道	24.3	20.8 ~ 21.8
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	40.3	36.5 ~ 38.3
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	195.1	186.1 ~ 195.7
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	17.0	20.7 ~ 21.7
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	40.5	42.5 ~ 44.7
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	77.5	79.5 ~ 83.5
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口 県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	47.6	43.7 ~ 45.9
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	53.2	56.2 ~ 59.0
全国計		4 9 6	4 9 8

( 2 ) 乳製品向け需要量 ( 全国計 )

4 1 9 万トン

( 3 ) 自家消費等需要量 ( 全国計 )

1 1 万トン

( 4 ) 需要量計

9 2 8 万トン

### 3 生乳の地域別の生産数量の目標

生乳については、需要についてゆるやかな増加が見込まれる中で、新規就農の促進等による担い手の育成・確保、乳牛の能力向上や飼養管理技術の高度化等を通じた低コスト化、支援組織の活用による省力化等を通じて経営体質を強化することに

より、国内生産の増大を図ることが課題となっている。

生乳の全国及び地域別の生産数量の目標については、こうした課題が解決された場合に実現可能な目標として、近年の酪農経営の地域的動向、自給飼料基盤の地域差、乳牛の能力向上等を考慮し、設定する。

(単位：万トン)

地域名	地域に属する都道府県名	現 状 (平成15年度)	目 標 (平成27年度)
北海道	北海道	386.4	475.5～525.5
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	76.7	69.3～76.5
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	159.3	149.2～164.9
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	14.6	10.7～11.9
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	37.8	30.9～34.2
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	27.2	18.9～20.9
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口 県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	54.0	44.1～48.8
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	84.4	83.0～91.7
全国計		840	928

#### 4 牛肉の生産数量の目標

牛肉については、我が国における B S E 発生に伴う需要の落込み以降、需要は回復傾向で推移しており、この傾向は今後とも継続するものと見込まれる中で、新規就農の促進等による担い手の育成・確保、繁殖雌牛の増頭による規模拡大や産肉・繁殖能力の向上による低コスト化、支援組織の活用による省力化等を通じて経営体を強化することにより、国内生産の増大を図ることが課題となっている。

牛肉の生産数量の目標については、こうした課題が解決された場合に実現可能な目標として、近年の肉用牛及び乳牛の飼養構造の変化等を踏まえ、設定する。

牛肉生産量（全国計） 61万トン（枝肉換算）

## 5 乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標については、酪農経営及び肉用牛経営の地域的動向、自給飼料基盤の地域差、地域内・経営内一貫生産の進展等を考慮し、設定する。

(単位：万頭)

地域名	地域に属する都道府県名	乳 牛		肉用牛	
		現 状 (15年度)	目 標 (27年度)	現 状 (15年度)	目 標 (27年度)
北海道	北海道	86.4	86.8 ~96.0	44.7	67.4 ~74.5
東 北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	15.2	11.9 ~13.1	41.0	49.0 ~54.2
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	28.3	24.8 ~27.4	37.1	39.6 ~43.8
北 陸	新潟県、富山県、石川県、 福井県	2.5	1.7 ~ 1.9	3.0	3.3 ~ 3.7
東 海	岐阜県、愛知県、三重県	6.2	4.9 ~ 5.4	12.3	12.6 ~14.0
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	4.8	3.2 ~ 3.5	9.5	10.6 ~11.7
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	9.7	7.2 ~ 7.9	21.9	25.6 ~28.3
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	16.1	13.8 ~15.3	109.4	122.3 ~135.2
全国計		1 6 9	1 6 2	2 7 9	3 4 8

### 第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標

#### 1 経営指標の設定の基本的考え方

##### (ポイント)

- ・ 主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者並みの所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標に経営指標を設定する。
- ・ 経営指標は、経営者にとっては経営の将来像であり、国・地方自治体にとっては望ましい酪農経営及び肉用牛経営の姿であることから、自給飼料基盤に立脚した循環型大家畜経営を確立するとの視点に立って多様かつ実現可能な類型を設定する。

- (1) 我が国酪農及び肉用牛生産が国産畜産物の持続的な安定供給といった役割を十全に果たしていくため、効率的かつ安定的な酪農経営及び肉用牛経営を育成し、これらが酪農及び肉用牛生産の大宗を担う生産構造を確立することにより生産性の高い酪農及び肉用牛生産を展開することが必要である。
- (2) このため、このような酪農経営及び肉用牛経営の姿を明確にしつつ、経営者の創意工夫を活かした酪農経営及び肉用牛経営を展開し、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者並みの所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標に経営指標を設定する。
- (3) 経営指標は、経営者にとっては、立地条件、自己の経営の現状、品質・価格等の市場ニーズを踏まえて選択・実現すべき経営の将来像であり、国、地方自治体等にとっては、国全体の食料自給率を向上するために望ましい酪農経営及び肉用牛経営の姿であることから、こうした経営の実現を図るため、多様かつ実現可能な類型を設定する。
- (4) また、国内資源の効率的な利用や環境と調和した酪農及び肉用牛生産を確保し、自給飼料基盤に立脚した資源循環型大家畜経営を確立する観点から、「牛・土・草・人」

のバランスを図るため、それぞれの部門に関する基本的な指標を提示する。

- (5) 特に、利用拡大を図る必要がある自給飼料については、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目して区分するとともに、自給飼料基盤に立脚した資源循環型大家畜経営の確立を図るため、経営類型に応じて、耕畜連携の強化、ヘルパーの活用、地域における水田・野草地等の活用、公共牧場等の活用、飼料生産の外部化も織り込んで設定する。

## 2 経営指標の設定

### (ポイント)

- ・ 経営指標は、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目して区分した酪農及び肉用牛生産の経営の類型ごとに設定する。(酪農経営8類型、肉用牛経営10類型)

- (1) 経営指標は、土地条件の制約と飼料生産利用体系に着目して区分した酪農及び肉用牛生産の経営の類型ごとに設定する。

また、男女が共同で経営に参画する家族経営を基本として、1人当たりの年間労働時間については、主たる従事者において他産業並の2,000時間以内、補助的従事者において1,200時間以内となるよう設定する。

### (2) 経営類型の種類

ア 酪農経営については、土地条件の制約の小さい地域(主として北海道)及び土地条件の制約の大きい地域(主として都府県)ごとに、規模拡大等により労働生産性の向上を図る経営、平均規模で個体能力や飼養管理技術の向上等を図る経営、法人経営等を設定する。

イ 肉用牛経営については、肉専用種(繁殖、肥育、一貫)、乳用種(育成、肥育、一貫)ごとに土地条件の制約を踏まえて地域ごとに、安定的な規模拡大を図る専業経営(繁殖では複合経営を含む。)について設定する。

なお、乳用種(育成・肥育)では、乳用種単一経営に加え、近年、これらの経営での飼養頭数が増加している交雑種についても、一定割合で飼養する経営を設定す

る。

### (3) 指標の項目

指標については、次について経営類型ごとに設定する。

ア 経営概要（経営形態、飼養頭数、飼養方式、飼養管理・飼料生産の外部化、飼料の給与方式、放牧利用、作付体系、作付延べ面積、ふん尿処理方式）

イ 生産性指標

（ア）牛（1頭当たり搾乳量、更新産次、分娩間隔、出荷月齢、出荷時体重等）

（イ）土・草（単収、飼料自給率、粗飼料給与率、飼料の生産コスト、たい肥利用方法、ふん尿処理コスト）

（ウ）人（生産コスト、労働時間、所得等）

等

# 1 酪農経営指標

		1	2	3	4	5	6	7	8
立地条件		土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)				土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)			
						(寒冷地・中山間)	(暖地)	(寒冷地)	(暖地)
土地条件		牧草地主体	牧草地主体	牧草地主体	畑主体	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田	畑又は水田
【経営形態】		家族	家族	家族	法人	家族	家族	家族	法人
【飼養形態】									
経産牛頭数		60頭	80頭	120頭	250頭	40頭	80頭	120頭	200頭
飼養方式		繋ぎ・ハイブライ	繋ぎ・ハイブライ	フリーストール・バーラ ほ乳口ポット	フリーストール・バーラ ほ乳口ポット	繋ぎ・ハイブライ	繋ぎ・ハイブライ	フリー・バーン・バーラ	フリー・バーン・バーラ
外部化		-	-	育成(公共牧場)	育成(公共牧場)	-	育成(公共牧場)	育成(公共牧場)	育成(公共牧場)
		ヘルパー	ヘルパー	ヘルパー	-	ヘルパー	ヘルパー	ヘルパー	-
給与方式		分離給与	TMR	TMR	TMR	分離給与	TMR WCS利用	TMR	TMR
放牧利用		集約放牧(52ha)	-	-	-	-	-	-	-
【飼料生産】									
作付体系		チモシー主体	混播主体	混播主体	混播・トウモロコシ	混播・トウモロコシ	トウモロコシ・イタリアン	混播・トウモロコシ	トウモロコシ・イタリアン
外部化		-	コントラクター	コントラクター	-	コントラクター	コントラクター	コントラクター	-
作付延べ面積		69ha	64ha	89ha	171ha	18ha	27ha	43ha	50ha
ふん尿処理方式		ふん尿分離 堆肥化・液肥化	ふん尿分離 堆肥化・液肥化	ふん尿混合 液肥化(スラリー)	ふん尿混合 液肥化(スラリー)	ふん尿分離 堆肥化・液肥化	ふん尿分離 堆肥化・液肥化	ふん尿混合 堆肥化	ふん尿混合 堆肥化
【牛】									
経産牛1頭当たり乳量		8,200kg	8,600kg	8,200kg	8,200kg	8,400kg	8,200kg	8,000kg	8,000kg
更新産次		5.5	5.0	4.5	4.0	4.5	4.0	4.0	4.0
【土・草】									
10a当たり生産量		チモシー 4,600kg	混播牧草 4,100kg	混播牧草 4,100kg	混播牧草 4,100kg トウモロコシ 6,000kg	混播牧草 4,300kg トウモロコシ 5,400kg	トウモロコシ 5,700kg イタリアン 6,300kg	混播牧草 4,300kg トウモロコシ 5,400kg	トウモロコシ 5,700kg イタリアン 6,300kg
経営内飼料自給率		75%	70%	70%	70%	45%	45%	40%	35%
粗飼料給与率		75%	70%	70%	70%	50%	50%	50%	50%
TDN1kg当たり費用		36円	42円	42円	43円	62円	51円	47円	51円
たい肥利用方法		経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 8割 経営外利用 2割	経営内利用 6割 経営外利用 4割	経営内利用 7割 経営外利用 3割	経営内利用 5割 経営外利用 5割
1頭当たりふん尿処理コスト		25千円	37千円	15千円	14千円	46千円	44千円	42千円	41千円
【人】									
生産コスト	生乳1kg当たり費用合計	52円	51円	54円	52円	67円	64円	63円	62円
	(現状平均規模との比較)	(79%)	(77%)	(81%)	(79%)	(82%)	(78%)	(77%)	(75%)
労働	(1頭当たり飼養労働時間)	71時間	66時間	43時間	32時間	104時間	63時間	60時間	55時間
	主たる従事者(hr)	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×3人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×3人
	総労働時間(hr)	4,890時間	6,800時間	6,960時間	11,780時間	5,640時間	6,300時間	8,380時間	13,300時間
経営	粗収入(万円)	3,750万円	5,250万円	7,550万円	15,750万円	3,100万円	6,050万円	8,850万円	14,800万円
	経営費(万円)	3,000万円	4,500万円	6,750万円	13,050万円	2,500万円	5,150万円	7,800万円	11,950万円
	主たる従事者1人当たり所得	750万円	750万円	800万円	900万円	600万円	900万円	1,050万円	950万円

注:法人経営は、3戸で構成。

## 2 肉用牛(繁殖)経営指標

		1	2	3	4	5
立地条件		土地制約の小さい地域(主として北海道)			土地制約の大きい地域(主として都府県)	
土地条件		畑又は水田	畑主体	水田	畑又は水田	畑又は水田
経営形態		家族・複合	家族・専業	家族・複合	家族・専業	法人
【飼養形態】		繁殖雌牛 50頭	繁殖雌牛 100頭	繁殖雌牛 30頭	繁殖雌牛 80頭	繁殖雌牛 200頭
飼養方式		牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション ほ乳ロボット	牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション ほ乳ロボット
給与方式		分離給与 WCS利用	分離給与	分離給与	分離給与	分離給与 WCS利用
放牧利用(うち放牧地)		公共牧場		水田放牧(11ha)		野草地等放牧(48ha)
【飼料生産】						
作付体系		混播主体	混播主体	混播・トウモロコシ	イタリアン・スーダン	イタリアン・スーダン
外部化		コントラクター	コントラクター		コントラクター	
作付延べ面積		15ha	45ha	16ha	25ha	80ha
ふん尿処理方式		たい肥化	たい肥化	たい肥化	たい肥化	たい肥化
【牛】						
分娩間隔		12.5ヶ月	12.5ヶ月	12.5ヶ月	12.5ヶ月	12.5ヶ月
初産月齢		24ヶ月	23.5ヶ月	24ヶ月	24ヶ月	23.5ヶ月
肥育開始時月齢		-	-	-	-	-
出荷月齢		8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月	8ヶ月
肥育期間		-	-	-	-	-
出荷時体重		240kg	240kg	240kg	240kg	240kg
1日あたり増体量		-	-	-	-	-
枝肉規格		-	-	-	-	-
【土・草】						
10a当たり生産量		混播牧草4,100kg	混播牧草4,100kg	混播牧草4,300kg トウモロコシ5,400kg	イタリアン7,200kg スーダン7,500kg	イタリアン7,200kg スーダン7,500kg
経営内飼料自給率		70%	60%	70%	60%	60%
粗飼料給与率		80%	80%	80%	80%	80%
TDN1kg当たり費用		43円	28円	41円	43円	27円
たい肥利用方法		経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 10割	経営内利用 10割
販売牛1頭当たりふん尿処理コスト		12千円	19千円	12千円	19千円	11千円
【人】						
生産コスト	子牛1頭当たり費用合計	314千円	284千円	319千円	308千円	279千円
	(現状平均規模との比較)	(73%)	(66%)	(74%)	(71%)	(65%)
労働	(1頭当たり飼養労働時間)	50時間	30時間	55時間	35時間	30時間
	主たる従事者(hr)	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×3人
	総労働時間(hr)	2,790時間	3,000時間	4,330時間	2,800時間	7,460時間
経営	粗収入(万円)	1,900万円	3,300万円	2,000万円	2,600万円	6,700万円
	経営費(万円)	1,300万円	2,350万円	1,400万円	2,000万円	4,750万円
	主たる従事者1人当たり所得	600万円	950万円	600万円	600万円	650万円

注1:法人経営は、3戸で構成。

注2:複合経営の総労働時間には、肉用牛繁殖経営以外の労働時間を含む。

### 3 肉用牛(肥育・一貫)経営指標

		1	2	3	4	5
立地条件		制約大	制約大	制約小	制約大	制約小
土地条件		畑又は水田	畑又は水田	畑	畑又は水田	畑
【経営形態】		家族・専業	法人(一戸一法人)	家族・専業	家族・専業	法人(一戸一法人)
【飼養形態】		肉専用種肥育 150頭	肉専用種繁殖・肥育一貫 肥育100頭 繁殖50頭	乳用種・交雑種育成 500頭 乳用種350頭 交雑種150頭 牛房群飼	乳用種・交雑種肥育 250頭 〔乳用種150頭〕 〔交雑種100頭〕 牛房群飼	乳用種育成・肥育一貫 肥育400頭 育成160頭 牛房群飼
飼養方式		牛房群飼	牛房群飼 連動スタリオン			
給与方式		分離給与	分離給与 WCS利用	TMR	TMR	TMR
放牧利用		低・未利用飼料資源活用	低・未利用飼料資源活用	低・未利用飼料資源活用	低・未利用飼料資源活用	低・未利用飼料資源活用
【飼料生産】						
作付体系		トウモロコシ・イタリアン・稲わら	トウモロコシ・イタリアン・稲わら	混播・麦稈	混播・稲わら	混播・麦稈
外部化		-	コントラクター	-	-	-
作付延べ面積		3ha	12ha	32ha	9ha	20ha
ふん尿処理方式		たい肥化	たい肥化	たい肥化	たい肥化	たい肥化
【牛】						
分娩間隔		-	12.5ヶ月	-	-	-
初産月齢		-	24ヶ月	-	-	-
肥育開始時月齢		8ヶ月齢	8ヶ月齢	-	乳用6ヶ月齢、交雑7ヶ月齢	乳用6ヶ月齢
出荷月齢		25ヶ月齢程度	25ヶ月齢程度	-	乳用20ヶ月齢程度、交雑23ヶ月齢程度	乳用20ヶ月齢程度
肥育期間		17ヶ月程度	17ヶ月程度	育成乳用5.4ヶ月、交雑6.4ヶ月	乳用14ヶ月程度、交雑16ヶ月程度	乳用14ヶ月程度
出荷時体重		700kg以上	700kg以上	乳用270kg、交雑250kg	乳用800kg以上 交雑760kg以上	乳用800kg以上
1日あたり増体量		0.9以上	0.9以上	乳用1.21以上 交雑0.96以上	乳用1.25以上 交雑1.05以上	乳用1.25以上
枝肉規格		A3-4	A3-4	-	B2-3	B2-3
【土・草】						
10a当たり生産量		トウモロコシ 6,000kg イタリアン 7,200kg	トウモロコシ 6,000kg イタリアン 7,200kg	混播牧草 4,100kg	混播牧草 4,300kg	混播牧草 4,100kg
経営内飼料自給率		5%	20%	20%	5%	5%
粗飼料給与率		15%	25%	25%	10%	10%
TDN1kg当たり費用		76円	44円	67円	43円	43円
たい肥利用方法		経営内利用 1割 経営外利用 9割	経営内利用 4割 経営外利用 6割	経営内利用 7割 経営外利用 3割	経営内利用 2割 経営外利用 8割	経営内利用 2割 経営外利用 8割
販売牛1頭当たりふん尿処理コスト		19千円	38千円	4千円	17千円	19千円
【人】						
生産コスト	1頭当たり費用合計	肥育牛(去勢)1頭当たり 252千円	肥育牛(去勢)1頭当たり 593千円	出荷育成牛1頭当たり 乳用種 57千円 交雑種 54千円	肥育牛1頭当たり 乳用種 233千円 交雑種 235千円	肥育牛1頭当たり 乳用種 266千円
	(現状平均規模との比較)	(75%)	(75%)	(70%)	(85%)	(80%)
労働	(1頭当たり飼養労働時間)	肥育牛2.1時間	子牛3.7時間、肥育牛2.2時間	肥育牛9時間	肥育牛1.0時間	育成牛9時間、肥育牛6時間
	主たる従事者(hr)	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人	2,000×1人
	総労働時間(hr)	3,390時間	3,760時間	6,080時間	2,920時間	4,570時間
経営	粗収入(万円)	7,350万円	4,600万円	11,200万円	7,500万円	10,800万円
	経営費(万円)	6,700万円	4,000万円	10,600万円	6,650万円	10,200万円
	主たる従事者1人当たり所得	650万円	600万円	600万円	850万円	600万円

注: 肥育経営の生産コスト(1頭当たり費用合計)には、もと畜費が含まれていない。

## 第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

### 1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

#### (ポイント)

- ・ 生産者団体による用途別計画生産の効果的な実施を図るとともに、生乳流通の広域化等に対応した生乳流通システムの構築等により、需給調整機能の強化を図る。
- ・ 集送乳の合理化による流通コストの低減、乳業工場の計画的な再編整備・合理化による牛乳・乳製品の製造販売コストの低減等を推進するとともに、品質向上や安全性確認の視点から、各乳業者がH A C C P手法の導入に向けての取組を強化する。
- ・ 国際化の進展に対応するため、輸入品との競合度合いが小さい飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳及び輸入品と価格面で競争し得るチーズ等の需要拡大を推進する。また、生乳取引における乳脂肪や生乳中の体細胞数の基準については、取引関係者間において消費者ニーズの変化等を踏まえた検討を行い、必要に応じて取引基準や運用等の見直しを行うことが必要である。

#### (1) 生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化

行政価格が廃止された現行の加工原料乳生産者補給金制度の下で、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要になっていることを踏まえ、指定生乳生産者団体による生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施を図るとともに、指定生乳生産者団体が相互の連携を密にし、季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムを構築するなど、精緻な需給見通しに基づいた需給調整機能の強化を図る。さらに、拠点的な需給調整施設の整備等を通じた余剰生乳の処理の効率化を推進する。

また、生乳流通の安定とコストの低減を図るため、広域化した指定生乳生産者団体が主体となって、生乳の集送乳の拠点となる貯乳施設の整備、生乳検査体制の広

域化等を通じた酪農経営から乳業工場までの集送乳の合理化を推進する。このため、集送乳の合理化による流通コストに関する目標を設定する。

集送乳等経費の目標

	目 標 (平成27年度)
集送乳等経費	現状の7～9割

- 注：1 集送乳等経費とは、各指定生乳生産者団体における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション管理経費、検査手数料等に係る経費（域外流通量に応じて変動する全国連再委託手数料を除く。）の合計をいい、各種対策経費、賦課金等は含まない。
- 2 集送乳等経費の水準は、単位距離当たりの輸送費など指定生乳生産者団体外部の要因によっても変動するため、これを指定生乳生産者団体が主体的に取り組んだ合理化の成果指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、このような外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。
- 3 上記の理由から、ここでは現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、指定生乳生産者団体における平成14年度の集送乳等経費は、6～15円/kg程度となっている（農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）。

(2) 乳業の合理化と牛乳・乳製品の安全性の確保

WTO農業交渉やEPA交渉が進められる中で、今後、国産品との品質格差が小さく、価格面で優位性のある外国産の脱脂粉乳、バター等の乳製品の輸入圧力の増大が想定されることから、乳業の合理化及び経営体質の一層の強化を通じて国際競争力の強化を図ることが喫緊の課題となっている。このため、生乳生産構造の変化に伴う生乳流通の広域化の進展等も踏まえ、乳製品工場も含めた乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの低減を推進することとし、乳業工場における牛乳・乳製品に係る製造販売コストや乳業工場数に関する目標を設定する。

製造販売コストの目標（1日当たり生乳処理量2トンの以上の工場）

区 分	目 標 (平成27年度)
原料用バター 脱脂粉乳 飲用牛乳	} 現状の8割程度

注：1 製造販売コストの水準は、資材価格など乳業の経営外部の要因によっても大きく変動するため、これを乳業が主体的に取り組んだ合理化の成果の指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、こうした外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。

2 上記の理由から、ここでは現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、平成14年度の製造販売コストは、原料用バター：180円/kg程度、脱脂粉乳：2,500円/25kg程度、飲用牛乳：50円/l程度となっている（これらには原料乳費、一般管理費及び支払利子は含まない。農林水産省牛乳乳製品課調査から推計）。

#### 牛乳乳製品工場数の目標（1日当たり生乳処理量2トﾝ以上）

区 分	現 状 (平成15年度)	目 標 (平成27年度)
乳製品工場数	44	現状の7～8割
飲用牛乳工場数	277	現状の8割程度
全 体 工 場 数	321	現状の8割程度

注：乳製品工場は乳製品製造が主体、飲用工場は飲用牛乳処理が主体の工場である。

品質の向上や食品の安全性に対する消費者ニーズに応えるとともに、乳業の発展基盤を構築する観点から、牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故の防止に最大限努力する必要がある。このため、牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入に各乳業者が一層積極的に取り組むこととし、飲用牛乳工場及び脱脂粉乳の製造を行う乳業工場について、HACCP手法の普及目標を設定する。また、乳業者は、HACCP手法の導入後においても、一層安全性を向上させるための取組を継続するものとする。

#### 飲用乳工場数に占めるHACCP対応工場数の目標水準 (1日当たり生乳処理量2トﾝ以上の工場)

	現 状 (平成14年度)	目 標 (平成27年度)
飲用乳工場に占める割合	62%	9割以上

注：HACCPとは、食品衛生法に定める総合衛生管理製造過程をいう。

脱脂粉乳を製造する乳業工場数に占めるH A C C P対応工場数の目標水準  
 ( 1日当たり生乳処理量20トンの以上の工場)

	目 標 (平成27年度)
脱脂粉乳を製造する 乳業工場に占める割合	8割以上

注：脱脂粉乳を製造する乳業工場は、平成16年度からH A C C Pの取得が可能となった。

(3) 消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築による需要の拡大

飲用牛乳、生クリーム等の液状乳製品や発酵乳は鮮度が重視されるため、国産品の輸入品との競合度合いが小さく、また、国際価格と国内価格の差が比較的小さいチーズは、国産品が輸入品と価格面で競争し得る余地がある。こうしたことを踏まえ、国際化の進展に対応し得る国産生乳の需要構造を確立するため、牛乳・乳製品の製造コストの低減等を図りつつ、上記の乳製品の需要拡大を推進する。

具体的には、飲用牛乳については、消費者の健康志向に対応して、需要の伸び悩んでいる年齢層等に着目した牛乳のカルシウム源としての効用のPRや新たな機能面に着目した栄養学・医学的研究を推進する。液状乳製品、チーズ、発酵乳については、消費者の嗜好等を反映して今後とも需要の伸びが見込まれることから、これらに仕向けられる生乳の供給拡大を推進する。

併せて、乳製品の需要を拡大するため、新商品開発による新規需要の開拓、栄養面での有効性等に重点化した普及啓発を促進する。

また、生乳取引における乳脂肪の基準については、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、また、生乳中の体細胞数の基準については、乳牛の更新産次への影響、広域流通時の生乳の品質への影響等を総合的に勘案して、取引関係者間における検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うことが必要である。

## 2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

### (ポイント)

- ・ 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、産地食肉センターにおける部分肉仕向割合の拡大等を推進する。
- ・ 国産牛肉の需要拡大を図るため、疾病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄養、機能性成分等）の普及、食肉処理施設における実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等を通じた低需要部位の高付加価値化等を推進する。特に、品質面・価格面において輸入牛肉と競合する乳用種牛肉については、業務・加工用など新たな市場獲得や新商品の開発等を推進する。

### (1) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保する場としての家畜市場について、その機能を十分に発揮させるため、肉用牛の流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で比較的小規模な市場の再編整備を推進する。このため、家畜市場の取引頭数に関する目標を設定する。

#### 家畜市場の取引頭数の目標

	現 状 (平成14年度)	目 標 (平成27年度)
年間取引頭数	3,076頭	3,500頭以上
開場日1日当たりの平均取引頭数	156頭	250頭以上

注：年間取引頭数が1万頭以上の基幹的市場を除く。

### (2) 牛肉の流通の合理化

食肉処理施設については、稼働率の向上がより一層求められる現状に鑑み、牛肉の処理・流通関係者の主体的な取組を基本として、地域の実情を踏まえ、関係機関・団体等の一体的な協力支援の下で再編整備を推進する。このため、食肉処理施設の処理頭数及び稼働率に関する目標を設定する。

### 食肉処理施設の1日当たりの処理頭数及び稼働率の目標

	現 状 (平成14年度)	目 標 (平成27年度)
1日当たりの処理頭数	375頭	500頭以上
稼 働 率	62%	80%以上
(参考)1日当たりの処理能力	605頭	625頭以上

注：頭数はいずれも、肥育牛1頭を肥育豚4頭で換算し、豚の頭数ベースで表記したもの。

また、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、食肉処理施設の大規模化に対応した自動化・省力化システムの開発・導入を促進する。

さらに、食肉処理施設の再編整備により、と畜・解体から部分肉処理等を一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉流通を促進する。また、部分肉仕向割合の拡大により流通コストの低減を推進する。

輸入牛肉の増加、部分肉流通の進展等に対応して集荷・販売力の向上を図る等価格形成市場としての機能が十分に発揮され得るよう、卸売市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を推進する。

### (3) 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築による需要の拡大

国際化の進展の下、国産牛肉に対する需要拡大を図るため、疾病に関する正しい情報や健康等に関する知識（栄養、機能性成分等）の多様な媒体（相談窓口、インターネット、広報誌等）を通じた消費者への提供、食肉処理施設における実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進する。

特に、品質面・価格面において輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、実需者ニーズに対応した斉一性の向上、トレーサビリティ・システムの活用を軸とした情報提供を通じた信頼性の高い銘柄の確立等により、テーブルミートとしての安定的かつ有利な販売を推進するとともに、低需要部位については、業務・加工用

といった市場の獲得、新商品の開発等を推進する。

また、我が国で生産された牛肉に用いられている「和牛」、「国産牛」などの表示については、品種ごとの特徴等について消費者に対し分かりやすい情報提供と適正表示の徹底に努めるとともに、消費者や流通業者などの関係者の意見を十分に踏まえながら、表示の改善に取り組む必要がある。

また、我が国における B S E の発生を理由として、我が国からの牛肉の輸入を停止している国に対して、輸出再開に向けた交渉に努めるとともに、必要に応じて、輸入国の衛生要求水準に適合し得る食肉処理施設の整備を行うなど、国産牛肉の輸出のための環境整備を推進する。

## (参考)関係用語集

## 用語集

### あ

**E P A** Economic Partnership Agreement (経済連携協定) の略。2以上の国が関税の撤廃等による物品の貿易自由化に加え、サービス・投資の自由化、人の移動、協力の促進等幅広い分野で相互の経済連携を強化するための協定。

**イタリアン(ライグラス)** イネ科の1年生牧草。湿害に強いことなどから、関東以西の水田の裏作を中心に作付けされている。

**稲発酵粗飼料** 稲の実が完熟する前に、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させた飼料。ホールクロップ・サイレージ(WCS)とも呼ばれる。稲作農家が水田を水田として利用でき、かつ稲作用機械で管理できることから、近年、作付面積が急激に拡大し、注目されている。

**衛生管理ガイドライン** 生産段階におけるHACCP(危害分析重要管理点)手法の考え方を取り入れたガイドライン。 HACCP

**液肥化** 流動性の高いふん尿混合物(スラリー)や尿等の液状の有機質を、微生物による分解(「発酵」とも呼ばれる。)等により、液状の肥料として利用できるように変換すること。家畜のふん尿の場合は、液肥化の過程で臭気の軽減が期待できる効果もある。

### か

**家族経営協定** 家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。  
家族経営協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の個人の地位や役割が明確化され、経営のパートナーとして位置づけられるよう関係者の認識醸成が図られることから、農業経営の近代化を促進していく上で重要な取組となっている。

**簡易対応** 防水シート等を利用することにより、施工が簡単で工期も短く設置コストが小さい簡易な構造物を設置して、家畜排せつ物の管理の適正化へ対応すること。

**環境負荷** 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。農業分野では、肥料・農薬の過剰な投入や家畜排せつ物の不適切な

管理が環境負荷の主な発生要因となっている。

---

牛群検定	農家が飼養している乳用牛の状況を客観的に数字で把握し、飼養管理改善や牛群改良に役立てるシステムのこと。具体的には、乳量、乳成分、体細胞数等のデータを個体毎に記録し、これらを集計・分析することにより、能力の高い雌牛の選抜を推進するもの。農家の牛群は乳用牛改良の基盤であり、収集されたデータは「検定成績表」として農家にフィードバックされ、能力に応じた雌牛の選抜的利用、飼料給与の改善、搾乳衛生管理、繁殖管理、遺伝的改良といった経営改善に役立っている。
クローン技術	遺伝的に同一な個体を複製生産する技術。家畜では皮膚や筋肉を構成する体細胞又は初期の受精卵から取り出した割球細胞を、核を除いた未受精卵子に移植した後、その受精卵を仮親の子宮に移植して生産する。
公共牧場	地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等の団体が地域畜産の振興を図るため、農家の乳用牛または肉用牛を預かり、放牧利用を中心とした集団的な飼養管理を行う牧場。最近では、ふれあい機能をもつ牧場も増加。
耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作する意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ経営耕地に含まれる。
効率的かつ安定的な農業経営	主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。 食料・農業・農村基本法においては、国がこれらの経営を育成し、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要な施策を講じることとされている。
国内助成	国内農業に対する補助金や価格支持。WTO農業交渉（ウルグアイ・ラウンド）における合意では、国内支持政策を「緑」の政策（貿易や生産に対する影響がないか最小限と認められる政策） 「青」の政策（生産調整を伴う直接支払いのうち特定の要件を満たす政策） 「黄」の政策（上記以外の全ての国内支持政策）に分類し、このうち「黄」の政策については、その水準をAMS（助成合計量）で表した上、1995年から2000年までの6年間で20%削減することが合意された。

---

コントラクター	農家の労働力等を補うため、畜産農家等から、飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織。営農集団や農協のほか、民間企業等によるものがある。
混播（牧草）	牛の栄養バランス、草地の生産性を考慮して、イネ科牧草とマメ科牧草を混ぜて播種すること又はその牧草。
さ	
細断型ロールベ ーラー	青刈りトウモロコシを刈り取りロール状に成形する飼料収穫機械。高品質のサイレージができ、1人での作業も可能であることから、青刈りトウモロコシの生産を拡大する技術として注目されている。
搾乳ロボット	人に代わり自動的に搾乳する機械のこと。具体的には、穀類などの飼料により牛を枠に誘導し、牛が枠内に入ると乳頭をセンサーで検出し、搾乳のためのカップを装着して搾乳する。搾乳が終了するとカップを自動的に離脱させて、牛を退出させる。牛はいつでも好むときに自らロボットに入ることができ、ストレスを与えず乳量も増える。
搾乳ユニット自 動搬送装置	繋ぎ飼い牛舎内で頭上に設置されたレールを用い、搾乳ユニットを乳牛の近くまで自動的に搬送する装置。これにより、搾乳ユニットを持ち運ぶ労働が軽減される。
自然循環機能	農作物や土壌微生物などの自然界における生物を介在する物質の循環が、農業の生産活動によって促進される機能をいう。食料・農業・農村基本法に基づき、国は、農業の持続的な発展のため、これを維持・増進することとされている。
雌雄産み分け技 術	雌又は雄を選択的に生産する技術であり、次の2つの方法がある。 性判別受精卵技術 移植前の受精卵の一部を取り出し、雄のみに存在するDNAの有無により性別を確認してから移植する技術。 精子分別技術 フローサイトメーター（自動細胞識別装置）を用いてDNA量のわずかな違いを識別し、精子をX精子（雌精子）又はY精子（雄精子）に分別してから受精する技術
集送乳	酪農経営が生産した生乳を、タンクローリーにより集め、クーラーステーションや乳業工場に送ること。
循環型社会	製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源になった場合においてはこれについて適正に循環的

な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される社会をいう。

政府は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を実施するために必要な措置を講じることとされており、農業分野においては、家畜排せつ物や食品残さの有効利用、たい肥の使用等による持続性の高い農業を推進している。

飼養衛生管理基準	家畜伝染病予防法に基づき定められた家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関して遵守すべき基準。
生涯生産性	乳量だけではなく、供用年数等の経済性も考慮。
食品産業	食料の加工、流通、外食等のサービスを提供する産業。 その国内生産額は全産業 931 兆円のうち約 84 兆円（約 9 %）、就業者数は全産業 6,289 万人のうち 788 万人（約 13 %）を占め、国民経済的に見ても重要な位置づけを有する。
食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね 5 年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。
飼料要求率	体重増加量に対する飼料摂取量の比率。
スーダン	イネ科多年草牧草。暑熱倒伏に強く、台風襲来の頻繁な地域でも栽培でき、再生力が強いことから高収穫が期待できる。
スタンション (連動スタンション)	牛の首の部分をはさんでつないでおく器具のこと。主に繋ぎ飼い牛舎で使用されるが、放し飼い方式牛舎の給餌柵などにも使用されている。繋ぎ飼い牛舎で使用された場合、個体別給餌、発情や異常の発見しやすさ、他の個体同士との競合や闘争の防止など、個体管理には多くの利点がある一方、多頭数飼養には向かない。 連動スタンションは、連続したスタンションの開閉を一元的に同時に行うことができるシステム。
粗飼料利用性	摂取した粗飼料を畜産物生産に利用できる能力。

た

たい肥化	<p>有機物を含む材料を、酸素が十分にある条件下で微生物の作用により分解（「発酵」とも呼ばれる。）し、土壌改良資材や肥料に変換すること。家畜のふんをたい肥化する場合は、分解を促す上で通気性の確保が必要となるため、もみがらやおがくずなどの副資材を混合して、適宜かくはんや切り返しを行うことが重要。</p>
W T O 農業交渉	<p>World Trade Organization（世界貿易機関）における農業に関する貿易ルールの決定に向けた多角的貿易交渉。W T O 農業協定 20 条に基づき、2000 年 3 月より交渉が開始された。日本は、2000 年 12 月に「W T O 農業交渉日本提案」を、2001 年 6 月に詳細提案を、そして 2002 年 11 月に「モダリティ案」をそれぞれ提出した。モダリティ確立に向けた努力が続けられたが、結局 2003 年 9 月のカンクン閣僚会議で決裂した。2004 年 2 月に、ニュージーランドのグローサー大使を農業交渉グループ議長として農業交渉が再開され、同年 8 月 1 日に農業モダリティの枠組みに合意した。枠組み合意に至る過程で、わが国はスイス、ノルウェー、韓国などとともに G 10 共同提案を提出した。</p>
地産地消	<p>地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方に基づき行われている取組。</p> <p>具体例として、直売所を利用した地域産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動などがある。</p>
チモシー	<p>イネ科牧草の多年性牧草。耐寒性が強く栄養価の高い品種。北海道における栽培面積が広く、採草、放牧兼用種として利用される。</p>
D N A 解析技術	<p>遺伝的能力や遺伝病の発生を事前に把握するため、優良な形質や遺伝病に関連する D N A（遺伝子）を特定する技術。現在、優良形質については、黒毛和種の脂肪交雑、枝肉重量に関連する D N A が特定されつつある。また、遺伝病については、原因となる D N A（遺伝子）の特定により、牛で 7 種、豚で 1 種の遺伝病診断法が確立されている。</p>
T M R	<p>Total Mixed Ration（完全混合飼料）の略。粗飼料や濃厚飼料を混合し、牛が必要としている全ての栄養素をバランス良く含んだ飼料。栄養的に均一で選び食いができないという特長がある。これを専門的に作り、農家に供給する施設を T M R センターという。</p>
T D N	<p>Total Digestible Nutrients(可消化養分総量)の略。飼料の含有する栄養価(エネルギー価)を示す単位で、家畜が消化し、</p>

エネルギーとして利用できる養分の総量を示すもの。

(例) 1 kg 中の T D N 量は、

稲発酵粗飼料 210 g

稲わら 360 g

とうもろこし 800 g

---

特定家畜伝染病 防疫指針	総合的に発生の予防及びまん延の防止措置を講ずる必要がある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関が連携して取り組むための指針。平成16年、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザについて作成。
-----------------	---

---

土地利用型農業	農地に米、麦、大豆などを作付け、栽培管理、収穫などを行う農業。
---------	---------------------------------

---

な

---

認定農業者(制度)	農業経営基盤強化促進法に基づく制度。 経営を改善するための計画(農業経営改善計画)を作成し、市町村基本構想に照らして適切であり、その計画の達成される見込みが確実で、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。 認定農業者には、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が重点的に実施されている。
-----------	---

---

農地の集積	特定の農業経営が、「所有」、「借入」、「農作業受託」により農地利用を集約化すること。担い手への農地の利用集積を図ることにより、経営規模が拡大され、構造改革の一層の加速化や、農業経営の効率化が図られる。
-------	--

---

は

---

パイプライン	搾乳機(ミルカー)により搾った生乳を牛舎や搾乳室に配管されたパイプを通じて冷却装置(バルククーラー)に送り、冷却・貯蔵する方式。
--------	--

---

H A C C P	Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析重要管理点)の略。これまでのような最終製品の抜き取り検査を中心とする品質管理方法とは異なり、原材料から加工・包装・出荷に至るすべての段階で発生する可能性のある食品衛生上の問題点を検討し、その発生を防止又は減少させる管理方式。
-----------	---

---

繁殖性	効率よく妊娠し分娩する能力。
-----	----------------

---

B S E	Bovine Spongiform Encephalopathy(牛海綿状脳症)の略。
-------	---

---

異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。

---

ヘルパー	農家が休日確保する場合や農家が突発事故が発生した場合等において農家に代わり飼養管理等を行う者。
------	---

---

ほ乳ロボット	子牛へ自動的に代用乳を与える装置。省力化だけでなく、子牛個体毎にほ乳量やほ乳回数を自由にコントロールできるため、子牛の発育管理に役立つとともに、早くから集団管理にならされることことができる。
--------	---

---

フリーストール	放し飼い式牛舎で、列状に配置した牛床（ストール）に牛が自由に横臥できる方式をいう。牛が自由に行動できるため、牛にストレスを与えず、また省力化の効果が大きい。
---------	--

---

フリーバーン	放し飼い式牛舎で、全面に敷料をおき、どこでも牛が横臥できる方式をいう。牛にストレスを与えないが、適切な敷料管理とふん尿処理が要求される。
--------	--

---

分離給与	粗飼料と濃厚飼料等を別々に給与する方式のこと。一方、粗飼料と濃厚飼料等を混合して給与する方式にTMR等の方式がある。TMR 分離給与は古くから行われており、設備投資を必要とせず、緻密な給餌方法をとれば、個体別管理ができるなどの利点がある一方、選び食いを助長し、給餌作業時間が長くとられるなどの短所がある。
------	---

---

ま

---

ミルクングパーラー	放し飼い方式で飼養される乳牛を搾乳するための部屋のこと。牛をパーラーに移動させて搾乳を行うため、省力化の効果が大きい。
-----------	---

---

ら

---

リスクコミュニケーション	食品の安全性確保に関する施策等に国民の意見を反映するため、関係者相互間で情報及び意見の交換を行うこと。
--------------	---

---